

平成 28 年 6 月 27 日

平成 28 年度 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下、「機構」という)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 機構における平成 27 年度に締結した少額随意契約基準を超える契約状況は、表 1-1 のとおり、契約件数 3,288 件、契約金額 1,295 億円に対し、競争性のある契約は 1,836 件(55.8%)、701 億円(54.1%)となっている。

なお、競争性のない随意契約が平成 26 年度と比較して増加しているが、随意契約削減のため、参加者確認公募を条件としていたものや随意契約を禁止していたものについて、「独立行政法人の随意契約に係る事務について(平成 26 年 10 月 総務省行政管理局)」を踏まえ、機構の研究開発業務の特性を考慮した合理的な調達の観点からこれらの制限を廃止するとともに、平成 27 年度より適用を開始した随意契約基準に照らし、随意契約に移行したことが要因であると考えられる。

表 1-1：平成 27 年度の機構の調達全体像

(単位：件、億円)

	平成 26 年度		平成 27 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(37.6%) 1,276	(32.8%) 415	(35.1%) 1,155	(21.9%) 283	(Δ9.5%) Δ121	(Δ31.8%) Δ132
企画競争・公募	(41.2%) 1,399	(33.9%) 429	(20.7%) 681	(32.3%) 418	(Δ51.3%) Δ718	(Δ2.7%) Δ11
競争性のある契約(小計)	(78.7%) 2,675	(66.7%) 844	(55.8%) 1,836	(54.1%) 701	(Δ31.4%) Δ839	(Δ17.0%) Δ143
競争性のない随意契約	(21.3%) 723	(33.3%) 421	(44.2%) 1,452	(45.9%) 594	(100.8%) 729	(41.1%) 173
合計	(100%) 3,398	(100%) 1,265	(100%) 3,288	(100%) 1,295	(Δ3.2%) Δ110	(2.4%) 30

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

また、機構における契約の状況を適切に分析するためには、随意契約見直し計画に基づく随意契約削減の取組を開始した平成 20 年度以前との比較分析が必要である。

表 1-2：平成 27 年度の機構の調達全体像（平成 19 年度、20 年度との比較）

（単位：件、億円）

	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 27 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(6.6%) 383	(11.9%) 160	(30.8%) 1,256	(30.7%) 420	(35.1%) 1,155	(21.9%) 283
企画競争・公募	(10.2%) 590	(15.8%) 212	(26.0%) 1,059	(22.5%) 307	(20.7%) 681	(32.3%) 418
競争性のある契約(小計)	(16.8%) 973	(27.7%) 372	(56.8%) 2,315	(53.2%) 727	(55.8%) 1,836	(54.1%) 701
競争性のない随意契約	(83.2%) 4,804	(72.3%) 969	(43.2%) 1,759	(46.8%) 639	(44.2%) 1,452	(45.9%) 594
合計	(100%) 5,777	(100%) 1,203	(100%) 4,074	(100%) 1,366	(100%) 3,288	(100%) 1,295

（注 1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

前述のとおり、随意契約は増加したものの、随意契約見直し計画に基づく随意契約削減の取組前の平成 19 年度と比較しても競争性のない随意契約は 3,352 件（69.8%）、375 億円（38.7%）削減されている。また、競争性のある契約は 863 件（88.7%）、329 億円（88.4%）増加している。

- (2) 機構における平成 27 年度の一者応札・応募状況は、表 2-1 のとおり、契約件数は 1,077 件（60.7%）、契約金額は 295 億円（44.4%）である。

これについても、機構における契約の状況を適切に分析するために随意契約見直し計画に基づく随意契約削減の取組を開始した平成 20 年度以前との比較をすると、表 2-2 のとおり平成 19 年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が、件数・金額ともに大きくなっている（件数は 652 件、153.4%の増、金額は 99 億、50.5%の増）。

その要因として、随意契約が平成 19 年度に比べ減っており、図 1 に示す通り、相関関係からの影響もあると考えられる。

なお、平成 27 年度については、企画競争（労働者派遣）における積極的な声掛けや入札公告件名の工夫などの改善取組による一者応札の減少や参加者確認公募を条件としていたものについて制限を撤廃したこと及び平成 27 年度より適用を開始した随意契約基準に照らし新たに随意契約に移行したことにより、競争契約に占める一者応札・応募の割合が平成 26 年度の 69.3%から 60.7%に低減する効果が得られた。依然として 60%以上が一者応札・応募という状況であるため、引き続き削減の努力をしていく必要がある。

表 2-1：平成 27 年度の機構の一者応札・応募状況

(単位：億円)

		平成 26 年度	平成 27 年度	比較増△減
2者以上	件数	792 (30.7%)	696 (39.3%)	△135 (△12.1%)
	金額	148 (19.0%)	369 (55.6%)	221 (149.8%)
1者以下	件数	1,785 (69.3%)	1,077 (60.7%)	△708 (△39.7%)
	金額	631 (81.0%)	295 (44.4%)	△336 (53.3%)
合計	件数	2,577 (100%)	1,773 (100%)	△804 (△31.2%)
	金額	779 (100%)	664 (100%)	△115 (14.7%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

表 2-2：平成 27 年度の機構の一者応札・応募状況 (平成 19 年度、20 年度との比較)

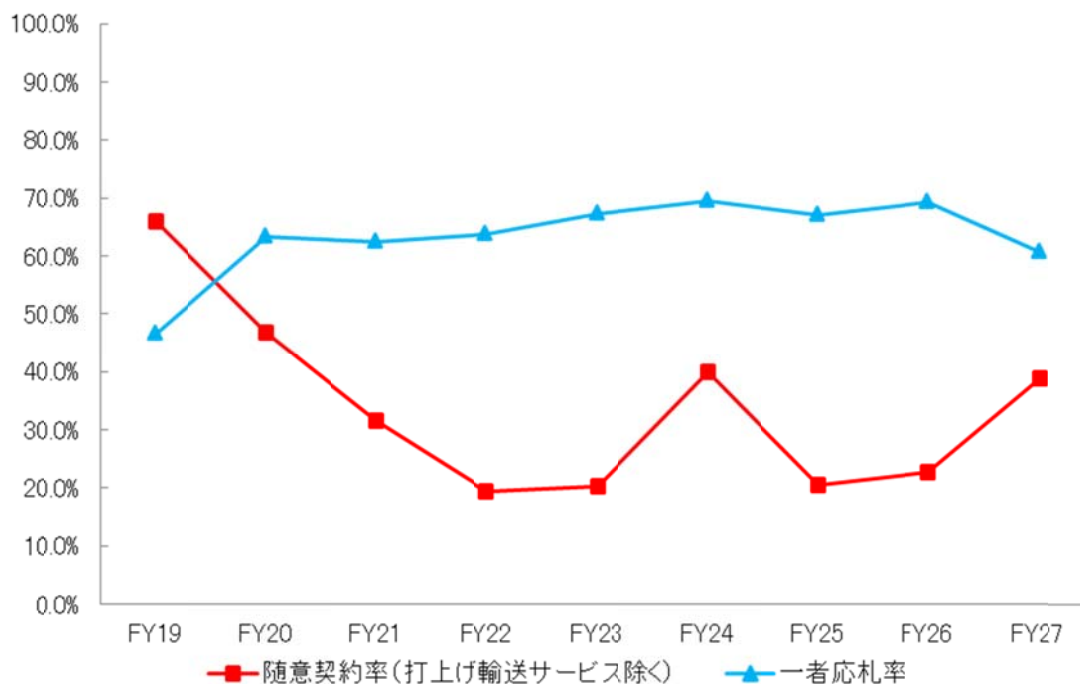
(単位：億円)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 27 年度
2者以上	件数	486 (53.3%)	826 (36.7%)	696 (39.3%)
	金額	142 (42.1%)	184 (25.7%)	369 (55.6%)
1者以下	件数	425 (46.7%)	1,424 (63.3%)	1,077 (60.7%)
	金額	196 (57.9%)	533 (74.3%)	295 (44.4%)
合計	件数	911 (100%)	2,250 (100%)	1,773 (100%)
	金額	338 (100%)	717 (100%)	664 (100%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

図1 随意契約見直し計画後の随意契約率と一者応札・応募の割合の推移



(注1) 機構における契約状況の経年比較をする際には、1件当たりの契約金額が大きかつ、相手方が必然的に一者にならざるを得ない打上げ輸送サービス調達の有無によって随意契約の金額が大きく変動するという特性を踏まえ、随意契約率は、表1-1及び表1-2から打上輸送サービスを除いた金額ベースの割合を示したものである。
 (注2) 一者応札・応募の割合は、表2-1及び表2-2における件数ベースの割合を示したものである。

随意契約の削減と一者応札・応募の増加には相関関係があることがわかる。

(3) これまで各部門において調達（賃貸借、保守、消耗品、運用管理を含む）を行っていた書類等の印刷を行うために必要なプリンターや複合機等の出力機器は、契約約140件をとりまとめて調達するとともに、機器の調達、保守、運用までを一括して請け負う「サービス調達」方式を導入することで調達コストを5年間で約5億円削減を可能とする一括調達による効率化の成果を得られた。一括調達の取り組みの継続は有意義である。

2. 重点的に取り組む分野及び取組内容

上記1.の分析を踏まえ、重点的に取り組む分野及び取組内容について、下記のとおりとする。

(1) 随意契約及び一者応札・応募に関する取組内容

機構における調達は、研究開発業務の特性に合わせた競争的手法を含め、真にやむを得ないものを除き、競争的手法による調達を行うこととし、それでも随意契約とせざるを得ない場合は、随意契約基準に基づき、適切に判断の上、公正性・透明

性を確保しつつ合理的な調達を行う。

少額随意契約基準を超え随意契約によらざるを得ない調達については、引き続き平成 28 年度も、機構内に設置している契約審査委員会等において随意契約の適正性を審査するとともに、外部有識者で構成する契約監視委員会において事後点検を行う。

一者応札・応募削減については、前年に引き続き下記の改善策について、新たな方策、例えば競争参加者の積極的な発掘のため、関連業界団体を介して周知を実施するなどを取り入れて実施する。

- ① 電子入札の更なる活用
- ② 仕様書の内容の見直し
- ③ 入札参加要件の緩和
- ④ 競争参加者の積極的な発掘等
- ⑤ 十分な公告期間の確保
- ⑥ 十分な履行期間の確保
- ⑦ 入札公告情報の充実
- ⑧ 入札事務手続きの見直し
- ⑨ 入札に参加しやすい条件の設定

【評価指標：改善効果が削減数字として示されているか。】

(2) 物品・役務の合理的調達に関する取組内容

① 一括調達・単価契約の対象の拡大

- 各部門で個別に調達されている使用頻度が高いソフトウェアや通信機器について、一括調達の利用の可否を検討する。

【評価指標：対象範囲の拡大を検討】

② 共同調達の検討

- 共同調達によるメリットが得られる可能性のある案件について各機関に働きかけ具体的な検討を行う。

【評価指標：共同調達案件の導入可能性検討】

なお、調達の合理化に資する取組の一環として、調達手続き及び手法等についても、改善に向けた検討を行うとともに、X 線天文衛星 ASTRO-H「ひとみ」の異常事象を契機として、契約面での改善に向けた取組として、契約相手方の役割及び品質の担保の明確化を含む契約書等調達文書の見直しを行う。

3. 調達に関するガバナンス

(1) 随意契約に関する内部統制

少額随意契約基準を超える随意契約案件は、機構内に設置されている契約審査委

員会等において、事前に随意契約基準との整合性について審査を受ける。ただし、緊急の必要による場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

【評価指標：規程通りに運用すること】

(2) 不祥事の発生防止・再発防止のための取組

- 契約事務の適正かつ効率的な実施ができるよう知見共有化の研修を行う。

【評価指標：知見を共有化できるよう研修内容を統一化して実施すること】

- 研究費不正防止のため、研究費不正防止対策委員会において策定した以下の防止策を実施する。
 - 少額随意契約に係る伝票決裁時にチェックリストを活用し、不正防止の観点から効果的、効率的な確認ができるようにする。
 - 研究資金管理研修資料を作成し、機構内ホームページに掲載するとともに、適宜、研修を実施する。
 - 原則として伝票を発議した者以外による検収を実施する。

【評価指標：定めた不正防止対策通りに運用すること】

(3) 内部監査等

評価・監査部による内部監査、及び監事による監査の一環として、調達の合理性について事後的な確認を行う。

【評価指標：規程通りに運用すること】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、契約審査委員会において調達等合理化に取り組むものとする。

委員長	理事（総務担当）
委員長代理	総務部長

メンバー 経営推進部長、施設部長、財務部長、新事業促進部長、
安全信頼性推進部長、チーフエンジニア室長 など

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約、一者応札・応募となっている契約、2か年度連続で一者応札・応募案件となっている契約について事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

以 上